

エコタウンに向けた補助金のお知らせ

市では、地球温暖化防止対策の一環として、下記の設備や工事に対して補助金を用意しています。

※申請に必要な条件等がありますので、詳しくは、環境推進課（市役所4階）へお問い合わせください。なお、申請枠が終了次第受け付けを終了します。



申請受付開始	補助金の種類	対象
4月1日(木)～	住宅用エネルギーシステム設置補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・HEMS、蓄電システム ・太陽熱利用システム ・地中熱利用システム ・新規 電気自動車 (EV) ・新規 電気自動車充電設備 (V2H)
	住宅省エネ改修補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根の高遮熱塗装工事 ・断熱材設置工事 ・断熱ガラス等設置工事 ・遮熱フィルム貼付工事
	事業所用エネルギーシステム導入事業補助金	事業者向け創エネ・省エネ設備
5月6日(木)～	住宅用太陽光発電システム設置補助金	電力の購入開始が令和3年4月1日以降であり、かつ余剰電力買取契約の設備

感染症を防ぐマスク等のごみの出し方にご協力ください

新型コロナウイルス感染症対策のため、使用済みのマスクやティッシュ等をごみとして捨てる際は、「ごみに直接触れない」、「ごみ袋はしっかりしばって密閉する」そして「ごみを捨てた後は手を洗う」ことを心がけましょう。ご家庭での感染を防ぐだけでなく、ごみを収集・処理する作業員の感染リスクを下げるために皆様のご協力をお願いします。



【ティッシュの捨て方】

- 使用後はビニール袋等に入れる
- 袋の口をしばって密閉してから、「燃えるごみの袋」に入れて排出

【マスクの捨て方】

- 使い終わったらひも部分を持って外す
- 本体に触れないようビニール袋等に入れる
- 袋の口をしばって密閉してから、「燃えるごみの袋」に入れて排出

令和3年1月分のごみの量（可燃・不燃・有害・粗大）

家庭系ごみ排出量 1,635.20t 1人1日当たりのごみ排出量 約677g 前年同月比 +27g (+4.15%)
 事業系ごみ排出量 600.99t 1人1日当たりのごみ排出量 約249g 前年同月比 -65g (-20.70%)
 ※埼玉県内の1人1日当たりのごみ排出量は家庭系ごみが524g、事業系ごみが199g（平成30年度実績）

埼玉県の平均ごみ排出量に比べて、本庄市のごみ排出量は大幅に上回っている状況です。生ごみの水切りや資源物の分別に加えて、家庭での食品ロス対策を実践していただき、身近なところからのごみ減量化・資源化に更なるご協力をお願いします。

集団資源回収予定表 <回収品目は古紙類・缶類です>

回収場所	日程	時間	問合せ先
アスピーアこだま	4月4日(日) 5月2日(日)	午前9時～11時	ハートtoハート(佐久間さんち) ☎22-9300
本庄市役所	4月18日(日)	午前9時～午後1時	佐久間さんち ☎22-9300
本庄南公民館 ※布類回収も実施	4月10日(土)	午前9時～11時	
就労継続支援B型事業所「佐久間さんち」(本庄高校北側)	4月16日(金)	随時受付	ポノポノ ☎23-2195

※天候等の理由で変更になる場合もありますので、各団体にご確認ください。

木造住宅建替え補助の拡充、除却補助制度を新設しました 耐震診断補助金・耐震改修等補助金のお知らせ

市では、一定要件を満たす木造住宅の耐震診断、耐震改修、簡易耐震改修、建替え工事の補助金交付制度を設けています。4月からは、建替え工事にかかる補助額を上限50万円に拡充し、更に除却工事の補助金制度を追加しました。

要件全てを満たす居住者に予算の範囲内で交付します。なお、補助金を受けるためには、業者との契約及び工事等を行う前に建築開発課（市役所2階）へご相談ください。

★建築開発課 ☎ 25-1140

耐震診断補助金

対象建築物

- ・市内にある木造住宅で、昭和56年5月31日以前に工事に着手された一戸建ての住宅または店舗部分が2分の1未満の併用住宅
- ・昭和56年6月1日以降に増改築していない
- ・地階を除く階数が2以下
- ・耐震診断の補助対象者本人または2親等以内の親族が所有している


補助対象者

- ・対象建築物に居住し、市税を完納している方（居住者と所有者が異なる場合は、所有者も市税を完納していること）
- ・令和4年2月28日(月)までに耐震診断の補助金の交付を請求できる方

補助金額

耐震診断に要した費用の2分の1（上限5万円）

耐震改修等補助金

【拡充】【木造住宅の建替え】	【木造住宅の耐震改修】	【簡易耐震改修】 (耐震シェルター・防災ベッドの設置)
対象建築物 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断補助金交付制度の対象建築物に該当した建築物 ・耐震診断による上部構造評点が1.0未満と診断された建築物（市が行う無料耐震診断も利用可） 補助対象者 <p>耐震診断補助と同じ</p> 補助の対象となる建替え <p>補助対象となる既存住宅を除却し、補助対象者が新たに住宅を建築する工事 ※新築住宅の構造は木造以外も可。</p> 補助金額 <p>建替えに要した費用の23.0%（上限50万円）</p>	対象建築物 <p>建替え補助と同じ</p> 補助対象者 <p>耐震診断補助と同じ</p> 補助の対象となる耐震改修 <ul style="list-style-type: none"> ・建築士事務所に所属する建築士が耐震改修設計を行うこと ・耐震改修の設計図は、耐震改修実施後の耐震診断で所定の構造強度が得られることが確認できるもの ・耐震改修工事の工事監理及び現場検査を建築士事務所に所属する建築士が行うこと 補助金額 <p>耐震改修に要した費用の23.0%（上限20万円）</p>	対象建築物 <p>建替え補助と同じ</p> 補助対象者 <p>耐震診断補助と同じ</p> 補助の対象となる簡易耐震改修 <ul style="list-style-type: none"> ・所定の構造強度が得られることを公的機関等が確認したもの ・工事管理、現場検査は工事施工者が行うこと 補助金額 <ul style="list-style-type: none"> ○耐震シェルター 設置に要した費用の2分の1（上限20万円） ○防災ベッド 設置に要した費用の2分の1（上限10万円）
 追加 【木造住宅の除却】	対象建築物 <p>建替え補助と同じ</p> 補助対象者 <p>耐震診断補助と同じ</p>	補助の対象となる除却 <p>補助対象となる既存住宅を除却する工事</p> 補助金額 <p>除却に要した費用（1万円/㎡を限度）の23.0%（上限30万円）</p>